

青葉訪問看護ステーション（介護予防）訪問看護料金表

令和6年 6月1日

1 (介護予防) 訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12円

		単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
①訪問看護費(1回につき)	(1) 所用時間 20分未満の場合	314	350円	699円	1,048円
	(2) 所用時間 30分未満の場合	471	524円	1,048円	1,572円
	(3) 所用時間 30分以上 1時間未満の場合	823	916円	1,831円	2,746円
	(4) 所用時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	1,128	1,255円	2,509円	3,763円
②介護予防訪問看護費(1回につき)	(1) 所用時間 20分未満の場合	303	337円	674円	1,011円
	(2) 所用時間 30分未満の場合	451	502円	1,003円	1,505円
	(3) 所用時間 30分以上 1時間未満の場合	794	883円	1,766円	2,649円
	(4) 所用時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	1,090	1,212円	2,424円	3,636円
③加算	複数名訪問加算 (I) 複数名看護師等 所要時間 30分未満の場合	254	283円	565円	848円
	所要時間 30分以上の場合	402	447円	894円	1,341円
	複数名訪問加算 (II) 看護師等+看護補助者 所要時間 30分未満の場合	201	224円	447円	671円
	所要時間 30分以上の場合	317	353円	705円	1,058円
	長時間訪問看護加算	300	334円	668円	1,001円
	緊急時訪問看護加算 (I)	600	667円	1,334円	2,002円
	緊急時訪問看護加算 (II)	574	638円	1,277円	1,915円
	(1) 特別管理加算 (I)	500	556円	1,112円	1,668円
(2) 特別管理加算 (II)	250	278円	556円	834円	

ターミナルケア加算	2,500	2,780 円	5,560 円	8,340 円
初回加算 (I)	350	389 円	778 円	1,168 円
初回加算 (II)	300	334 円	667 円	1,001 円
退院時共同指導加算	600	668 円	1,335 円	2,002 円

*早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増。ただし、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ 2 回目以降加算される。

※ 利用者負担額（1 割又は 2 割・3 割）の算出方法

① ②の計算による 1 ヶ月のサービス合計単位数×11.12 円＝〇〇円（1 円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.9 又は 0.8 又は 0.7（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	10,000 円	物品を含む
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（青葉区全域・緑区、都筑区、旭区の一部）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員が訪問するための交通費（実費）がかかります。 自動車を利用した場合 通常の事業の実施地域を超えたところから 1 km 100 円 公共交通機関を利用した場合は通常の事業の実施地域を超えたところからの実費。
キャンセル料	計画単位数分の自己負担金分	サービス当日職員を派遣した場合に限る。ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむ終えない事情がある場合は、キャンセル料は徴収しない。

3 通常のサービス提供を超える費用

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用した場合など、介護保険枠外のサービス料金です。
サービス時間延長料金	30 分につき 2,000 円	介護保険適用時間を延長してサービスを利用した場合の料金です。（特別管理加算算定者を除く）

